

令和3年1月13日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市民部市民活動推進課

市民活動推進課の事業について

■平和事業

○非核都市宣言平和事業実行委員会を書面開催に変更する。

- ・令和3年1月8日（金）より緊急事態宣言が発出されたため、1月21日（木）18時15分よりかたらいの道市民スペースにて開催を予定していた非核都市宣言平和事業実行委員会について、書面開催に変更する。

■行政相談

○当面の間、相談を中止する。

- ・総務省東京行政評価事務所より新型コロナウイルス感染症の感染拡大が一定程度鎮静化（緊急事態宣言解除等）するまでの間、行政相談を中止するよう連絡があった。
- ・中止期間中の相談は、東京行政評価事務所の相談窓口（電話 0570-090110 又は 03-3363-1100）を案内する。